

こどもの権利救済機関の名称案

名称	権利救済委員 (けんりきゅうさいいいん)	権利擁護委員 (けんりようごいいん)	オンブズパーソン	アドボカシー・アドボキット・ アドボケイト
言葉の 意味	救済とは、苦しむ人を救い助けること。 既に権利侵害が発生してしまった状況において、その解決や回復(救済)に特化した役割を持つ委員というニュアンスが強くなります。	擁護とは侵害・危害から、かばい守ること。 こどもの権利が侵害されないように守り、もし侵害された場合は、こどもの立場を「擁護」する(代弁したり、支援したりする)役割を担う委員のこと。	オンブズパーソンとは、「代理人」「代表者」。 公正中立な立場で権利侵害かどうかを調査し、勧告や調整を行います。	アドボカシーとは、こどもの話を聴き、問題が解決するようにともに行動すること。 「アドボキット」または「アドボケイト」とは、「アドボカシー活動」を担う専門家。
制度に おける 使われ 方	侵害状態を解消するための個別救済に重点を置いた役割が想定されます。 こども大綱では、「こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする。」といった救済機関という言葉が使われています。	「権利擁護」という広い概念に重点を置いている傾向があります。 個別の救済だけでなく、こどもの権利に関する相談、啓発活動、政策提言なども活動範囲に含まれる場合があります。	権利侵害に関する相談に対し、公平・中立な第三者として調査・勧告等を行う、独立性の高い機関として設置されることが多いです。 独立した第三者機関として、相談、調査、勧告といった手続きを通じて権利侵害からの「救済」を行う機能に重点を置く場合に適しています。	なし
他市 事例 (施行年)	大阪府泉南市・東京都杉並区・北海道石狩市(令和7年)福岡県糸島市(令和6年)・静岡県富士市(令和4年)	三重県桑名市(令和7年)東京都北区・東京都武蔵野市(令和6年)愛知県瀬戸市(令和4年)愛知県名古屋市(平成31年)愛知県豊田市(平成19年)	兵庫県川西市(平成10年)青森県むつ市(令和6年)東京都小金井市(令和4年)東京都国立市(平成29年)	なし